

議員提出議案第十一号

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び東京都議会会議規則第十二条第一項の規定により提出します。

令和七年十二月十日

(提 出 者)

東京都議會議長 漢人あきこ さんのへあや
福手ゆう子 清水とし子 大山とも子 原田あきら 竹内愛
増子 博樹 殿 里吉ゆみ 尾崎あや子 上田令子
殿 里吉ゆみ 尾崎あや子 上田令子
藤田りょうこ 齋藤まりこ 齋藤まりこ せいの恵子
米倉春奈 奈原のり子

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和二十二年東京都条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

令和七年十二月に支給する期末手当に係る第六条第二項の規定の適用については、同項中「給与条例第二十一条第二項に規定する指定職給料表の適用を受ける職員に適用される割合」とあるのは「百分の六十五」と、「給与条例第二十一条の二第二項第二号に規定する割合」とあるのは「百分の百十七・五」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例附則第三項の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（提案理由）

物価高騰により都民の暮らしが厳しさを増す下で、都議会議員の期末手当の支給割合を据え置く必要がある。